**平成２７年（フ）第８７号**
広島市西区己斐中１丁目３番26―103号
債務者　大垣　利惠
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第９４号**
広島市西区観音本町１丁目22番21―704号
債務者　尾崎　哲郎
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７号**
山口県下関市秋根新町７番５―414号　公団住宅
債務者　澤木　寿成
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第１０号**
愛媛県西条市古川甲252―５　市営古川団地２区407号室、住民票上の住所愛媛県西条市天神１番地30
債務者　宇佐美　渡
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第１４号**
愛媛県西条市大町1494番地５、前住所愛媛県西条市飯岡2434番地20
債務者　伊藤　匡
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第３８号**
高知県須崎市浦ノ内東分126番地
債務者　竹内　友教
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２７年（フ）第９号**
熊本県熊本市北区下硯川２丁目７番29号　カーム・リー201
債務者　児島　綾乃
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第３８号**
長野県安曇野市豊科南穂高3797番地
債務者　飯沼　紀昭
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第３９号**
長野県安曇野市豊科南穂高3797番地
債務者　飯沼　雅子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第２号**
長野県下伊那郡阿南町北條2937番地
債務者　城田　浩幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２７年（フ）第６号**
福井県勝山市元町２丁目６番37号
債務者　五十嵐弘一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第８号**
山口県柳井市新市北６番28号　コーポ松村５号
債務者　山本　嘉則
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２７年（フ）第９号**
佐賀県唐津市鎮西町中野5658番地
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２７年（フ）第１１号**
佐賀県唐津市厳木町本山378番地２
債務者　奥田　政男
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２６年（フ）第４０８号**
沖縄県豊見城市字根差部414番地13
債務者　南風原廣子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１８号**
沖縄県豊見城市字高嶺439番地27　豊見城団地市改良住宅Ｌ―207号
債務者　仲尾次千佳子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１９３号**
神戸市兵庫区荒田町２丁目12番９号
債務者　上東　和子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部